「第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」 策定にあたって 寄せられた質問・意見への回答

	質問・意見	回答
1	時間外保育事業は保育時間の延長に関することであると思うが、土曜・日曜に施設を利用する場合は、この事業を利用することになるのか。ニーズ調査結果から、土曜保育5割、日曜保育2割くらいの利用希望があり、昨今の勤務形態の多様化と、今回のアンケート結果が一致していると感じた。	いるため、土曜日の利用は、時間外保育事業には含まれません。
2	「基本的な課題」の3つめ「●母親の就労と保育ニーズの高まりへの対応」について 12月の審議会資料では、「保育ニーズや放課後児童の居場所づくりへのニーズは 今後も拡大することが予想されます」と記載されているが、具体的に「放課後児童 クラブ」と明記し、質の向上にどう対応していくかの視点も盛り込んでほしい。	「保育ニーズや放課後児童クラブへのニーズは今後も拡大することが予想され
3	今後の課題として、放課後児童の居場所づくりについて、量の確保と共に、質の向上も大きな課題である。国の運営指針で放課後児童クラブの役割や内容が、市の条例で基準等が定められているので、質の向上のために次の点を検討いただきたい。 ①学童保育の内容充実(発達段階に応じた主体的な遊びや生活を保障し、健全育成を図る) ②学童保育での生活が保障されるための施設整備、生活環境の改善 ③学童保育支援員の確保と育成(処遇改善、継続的な研修等) ④地域・学校等との連携強化(情報共有、相談)等	「放課後等の小学生へ、多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、 児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。特に、放課後児童クラブに

質問・意見 回答 4 | ニーズ調査結果について (12 月審議会資料 No.2) ・問9「日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人の状況」で、「いずれ (問9) 一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、ショートステ もいない」と回答した方が8.4%いることについて、どう考えているか。 イなどが利用可能であるため、緊急時に備え、さらなる事業周知を図っていき たいと考えています。 一方で、サービスを利用しても、なお足りない場合もあるかと思います。普 段はできるだけ人に頼らずに育児をしている方も、知人や友人などに相談して みて、頼んだり、頼まれたりというお互い様の関係を構築できることが望まし いと考えており、行政としてもそのようなお手伝いができればと思います。 ・問10「子育てに関して、気軽に相談できる先」で、市の施設や職員の占める割 (問10)調査では複数回答可としていますが、ある程度数を絞って回答すると予 想されることから、「気軽に相談できる先」が「祖父母等の親族」「友人・知人」 合が低いが、子育て関連の施策は有効に活用されているか。 「保育園や幼稚園の先生」「職場の人」の順で、身近な方々に相談できる環境 にあることはよい傾向であると考えております。 ①パパママ教室 64.7% `.``.``.` 31.0% ` 4.3% また、別の設間で、本市で行っている事業の認識度や利用の有無などを調査 32.5% しており、子ども家庭支援センターや健康課等が実施する事業について、多く 63.6% ②学区単位(育児サークル)での育児相談 のもので6割以上の認識度があることから、市の子育て関連の施策は一定程度 4.4% ③市や保育園・幼稚園等で実施する講座 60.5% 有効に機能していると考えております。 ④教育相談センター・教育相談室 54.4% ⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放 61.9% ⑥子育て支援ガイドブック(おおきくなあれ) 69.3% ⑦病児・病後児保育「カトレア・キッズルーム」 76.2% 20.0% \$ 36.1% \$ ⑧ファミリー・サポート・センター 59.9% ⑨子ども家庭支援センターの相談窓口 63.8% ⑩女性、母子自立支援の相談窓口 32.7% 63.1% ⑪出生後の赤ちゃん訪問(健康課) 91.0% ←ニーズ調査結果 迎養育支援訪問事業(出前保育) 20.9% ●子育て支援事業の認識度【問 19 A】 ■はい □いいえ ■無回答

	質問・意見	回答
4 続き	・問 22-1「病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法」で、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」方が 0.3%・6 人程おり、病児保育の質への不安や料金が課題であると考えている。	
	・問 26・29 小学校就学後の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブの現在の登録者数とニーズ調査結果の比較と、現状の放課後児童クラブの評価は。	(問 26-29) 令和元年 5 月現在の放課後児童クラブの登録者は 1,781 名となっており、今般の調査では令和 2 年度に 1,993 名の利用ニーズがあると推計され、その後もニーズは拡大していく見込みです。 放課後児童クラブの評価について、行政としては、量的側面として平成 27 年度から比較し、1 クラブ 3 支援の単位増加とともに 424 人分の受入を拡大してきました。質的側面においても、職員の処遇改善に対する支援を図りました。一方、施設によっては利用児童数が多く混雑した状況となっており、こうした施設を中心に混雑の緩和や職員の確保が課題となっています。利用者としても、一定の受入拡大と利用料減免の拡充により、仕事と家庭の両立を図ることができましたが、待機児童を出さないため、さらなる受け皿の確保と安心して預けることができる保育内容の充実が求められると考えています。
5	社会的弱者への対応状況・虐待(疑い件数や拾上げ方法等含む)	社会的な関心が高くなったこともあり、児童虐待通告件数は年々増加傾向にあり、平成30年度本市には70件*の通告(通報・相談)があり、前年度の32件の2倍を超える結果となりました。通告の多くは、乳幼児健康診査や乳児全戸訪問等で母子の状況を聞き取った保健師によるものと、学校や保育所で子どもの様子から違和感を察知した職員によるものであり、地域における関係機関の連携や、関係者の児童虐待に気付く力を高めることが重要と考えています。また、平成18年に鶴岡市要保護児童対策地域連絡協議会を立ち上げ、庄内児童相談所をはじめ関係機関と連携して、在宅児への支援を通した再発防止や、研修会開催による市民の児童虐待防止意識の醸成や担当職員の資質向上により未然防止を図るとともに、早期発見、早期対応に取り組んでいます。 ※通告件数70件の内訳(虐待認定31件、非認定件数39件)

	質問・意見	回答
6	社会的弱者への対応状況 ・障害児	素案 P7 に「保育園等施設を利用している障害児数」 障害の疑いや心身の発達に不安のある子どもについては、乳幼児健康診査など において把握に努めるとともに、年齢や障害の状況にあったきめ細かな相談支援 や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図りました。 また、教育・保育施設等に通う障害児らが集団生活に適応できるように、臨床 発達心理士の資格を持つ専門保育士が施設を訪問して、児への支援、関わりをみ ながら、特性に合わせた支援を検討し、保育の中で出来ることや問題の整理など を実施しています(平成30年度の訪問状況は、43施設、延161回)。 このほか、教育・保育施設等で専門的な支援を行ったり、専任の保育士等を配置し た場合に、補助金を交付するなどして支援体制の構築を図っています(平成31年度 の補助対象は24施設、59人)。 ・特別児童扶養手当(精神または身体に障害を有する父母等に支給する手当)平 成30年度受給者256人・対象児童270人
7	社会的弱者への対応状況・ひとり親家庭	素案 P7 に「ひとり親家庭の世帯数」 ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活の安定と自立を図るため児童扶養手当支給のほか、資格取得や医療費などの助成・給付制度等について周知しています。また、ひとり親家庭が一時的に子どもをみることができない場合に、無料もしくは定額で預かる制度も併せて周知しています。さらに、子どもの進学や免許取得費用などに対する支援として、福祉資金貸付の斡旋を行っています。 ・児童扶養手当(父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童を養育している方に支給する手当)平成30年度認定者977人中、受給者846人・母子・父子自室支援員相談対応件数 平成30年度450件(内訳:生活一般33件、児童の養育等に関すること10件、生活資金に関すること312件、婦人相談92件、その他3件)

	質問・意見	回答
8	実施状況の評価について例えば、「子育て世代包括支援センター」の施設・人員体制、相談件数、成果・評価、課題など。	前の計画について、素案 P16·17 に示した主な取組みの状況を以って評価としています。また、ニーズ調査で、「子育て環境や支援への満足度」について、1 (満足度が低い)から5 (満足度が高い)の5 段階で回答いただいたところ、前回の調査時と比べて、5・4・3 と回答した方の割合が微増、1・2 と回答した方の割合が微減しており、全体としては子育て環境や支援へ満足している人が増えたと捉えています (素案 P15)。 (子育て世代包括支援センターの実施状況) 子育て世代包括支援センターの実施状況) 子育て世代包括支援センターの実施状況) 子育で世代包括支援センターの実施状況) 子育で世代包括支援センターの実施状況) 子育で世代包括支援センターの実施状況) 子育で世代包括支援センターの実施状況) では、妊娠期から出産、子育で期にわたって切れ目のない支援を行うために、健康課と子ども家庭支援センターが連携し、子育でに関する情報提供や相談・支援体制の充実を図っています。開設に伴い、子ども家庭支援センター内に「子ども総合相談窓口」を設置し、専任職員を2名配置して子どもに係る相談等に対応しているほか、「あおば学園」や学校教育課の職員による定期相談日を設け対応しているほか、「あおば学園」や学校教育課の職員による定期相談日を設け対応しています。また、健康課では母子保健コーディネーター、妊娠婦支援員を配置し、安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援を行っています。妊娠、出産期は健康課、子育で期は子ども家庭支援センターが担当し、連携しながら母子保健施策と子育て支援施策の一体的なサービスの提供を行っています。要支援家庭においては、妊娠期からすでに不安や負担を行っています。要支援家庭においては、妊娠期からすでに不安や負担を抱える家族も多く、早期に対応出来るように、今後はさらに相談窓口の周知を図り、子育で期の不安や負担の軽減と、虐待リスクの早期把握、早期支援に努めます。※参考資料:「子育で世代包括支援センター相談事業実施状況」添付

	質問・意見	回答
9	今回の計画は「量」の見込みと確保についてであるが、「質・内容」の検討について、どう考えているか。 例えば、「子育て支援拠点事業」の内容、参加人数、実施時期・曜日・時間、成果など。	「第5章 事業計画」では、教育・保育事業と地域子ども・子育で支援事業について、量の見込みを算出し、確保方策を定めています。この中には、市が実施主体である事業、市が民間に委託して実施する事業、実施主体である民間に補助金を交付して行う事業があります。子育で支援拠点事業や一時預かり事業などは主に民間が行う事業になりますが、補助金交付等の際に、人員配置や面積基準、利用者数など実施要件を満たしているか確認し、質が担保されているか確認しています。 (子育で支援拠点事業の実施状況) ※実績値は平成30年度子育で支援拠点事業は、主に未就園児のいる家庭に安心して遊べる場を提供し、子育でのアドバイスや情報提供を行います。 ・なかよし広場(子ども家庭支援センター内にある自由来館型の広場。平日9時から16時開所)6,878人が利用。 ・子育で広場(まんまルーム内にある自由来館型の広場。年末年始を除く9時から17時開所)11,472人が利用。 ・乳幼児クラブ(児童館で実施、開催する曜日や時間が施設毎に決まっている)5か所で実施しており、5,767人が利用。 ・地域子育で支援センター(主に保育所に併設されていて、開催する曜日や時間が施設毎に決まっている)13か所で実施しており、8,827人が利用。 特に、地域子育で支援センターは、子育で中の家庭の身近な相談先として重要な役割を担っています。市では、担当職員向けの実技研修会の実施や、定期的な情報交換会を通じて、各拠点の状況把握や担当職員のスキルアップを図っています。
10	こどもの貧困対策法の改定と、令和元年 11 月新たな大綱の策定に伴い、どのような取組みをしているか。また、どのように計画に反映させていくか。	国では令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正、同年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って成長していけるよう、国の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組みを明示しています。 県でも平成28年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定しており、平成30年度実施の「子どもの生活実態調査」では、本県の子どもの貧困率が全国平均を上回る結果となりました。また、本市の子育て世代の暮らしの状況でも、サンプル数が限られているものの、保護者の約半数が「生活が苦しい」と回答してお

	質問・意見	回答
10 続き		り、今後、充実が必要と思う子育で・生活支援については、経済的な支援が多く 挙げられております。 経済的に困窮している家庭では、社会的に孤立し、必要な支援につながりにく いことから、子どもの健やかな成長のための生活基盤を確保するために、現在、 本市でも経済的な支援を含めた様々な子育て支援を行うと共に、生活困窮者やひ とり親家庭への就労・自立に向けた支援も行っています。 現在、本市での子どもの貧困対策の取組みでは、学習支援の実施や関係機関・ 団体が連携した子ども食堂を実施しており、市内地域でも同様な活動を自主的に 取り組まれている団体等もあります。 子どもの貧困対策の推進については、国の大綱や県の推進計画を勘案しながら 本計画に盛り込み、今後も支援が必要な子どもの生活実態や支援ニーズの把握に 努め、本市の実情に沿った支援策を講じてまいります。
11	成育基本法に関連して、令和元年 12 月、本市はどのような取組みをしているか(地方公共団体の責務)。	・ 成育基本法は、子どもの健康に関わる医療・保健・福祉にかかる支援が縦割りで連続性がないため、十分な連携が取れていないという背景のもと、母子保健法、学校保健法、児童福祉法などに分かれている子どもの健康に関する法律を統括するものとして平成30年12月成立しました。国・地方公共団体・保護者・医療関係者等の責務が明示され、それぞれの役割に基づく取組みが求められています。市は、①地域の特性に応じた成育医療等の提供に関する施策を策定し、実施する②保護者が子どもの成育過程で必要な成育医療の提供を受けられるように、必要な支援を行うとされています。現在は、子育て支援担当と母子保健担当が同じ施設内に配置されている強みを活かし、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援を行っています。また、国が令和2年度開始としている情報連携の準備として、妊婦健診や乳幼児健診の記録の管理・システム整備などに取り組んでいます。

	質問・意見	回答
12	産後ケア事業に関連して、令和元年 12 月、本市はどのような取組みをしているか(市町村事業としての計画)。	本市では、次の①~③の産後ケア事業を実施しており、妊娠届出時の相談から 産後まで支援を行っています。
		①短期入所型(産後母子ケア事業 ほっとママルーム 日帰り型・宿泊型):産後4か月までの母子を対象として産科医療機関等に委託し実施しています。産婦は、心身のケアと情緒的サポート、育児の支援や乳児へのケアなどの専門的な支援を日帰りまたは宿泊して受けることができます。 ②通所型(プレママ教室、母乳・ミルク相談):プレママ教室は毎月1回土曜日に開催し、助産師や保健師からの情報提供、ベビー人形を使用し抱き方や沐浴などの手技の習得、妊婦同士の交流、不安や心配に対する相談などを、母乳・ミルク相談では、週1回の定期相談の他、随時の相談に助産師が応じています。 ③アウトリーチ型(妊産婦サポート事業):支援が必要な妊産婦に対し、個々の状況に応じて助産師等が訪問や電話相談を行っています。
13	幼児教育・保育の無償化に関連して、どのように評価しているか。また、副食費を徴収することに伴い、負担が増加した方はどのくらいいるか。他の自治体のように、行政から補助を出す考えはないか。	保護者から無償化により負担が軽減されたとの声があるものの、保育の受け皿や質の確保について懸念の声もあります。 申込み率(申込者/就学前児童数)は平成25年から年々約2%ほど上昇しており、平成30年4月1日現在は68.2%、平成31年4月1日現在は68.5%と横ばいとなりましたが、令和2年4月1日の申し込み率は1月27日現在で69.2%であり、今後の申込みを考慮すると再び上昇すると思われます。 保護者からは無償化はありがたいが、希望の保育所に入りたいとの声もあり、申込み率が上昇するほど希望園での入所調整は難しくなることから、受け皿確保の点で課題となっています。 また、園、行政ともに無償化に伴う事務が増加しており、費用負担も増加していることから、保育の質の確保のうえでも効率的な事務の検討も必要であると考えています。 国は、所得360万円未満家庭や同時在園の第3子以降の子どもの副食費を免除としたものの、それ以外の子どもは副食費が徴収されます。そのため、鶴岡市は、国の免除制度から外れた第3子以降の子どもの副食費の負担が発生することのないよう、副食費支援を昨年10月から実施しており、本市では負担増となった家庭は無いと認識しています。